



2026年2月19日

## 各 位

会 社 名　　日東精工株式会社

代表者名　　代表取締役社長

荒賀　誠

(コード：5957 東証プライム市場)

問合せ先　　取締役 財務戦略本部 本部長　松本　真一

(TEL. 0773-42-3111)

### 従業員持株会に対する第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年2月10日付けて「従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）の導入に関するお知らせ」を公表しておりますが、本日開催の取締役会において、当該特別奨励金スキーム（以下、「本スキーム」といいます。）を当社および当社子会社の日東公進株式会社の課長職以上を除く従業員のうち、本スキームに同意する者（以下「対象従業員」といいます。）を対象として導入することを決定し、下記のとおり、日東精工従業員持株会（以下、「本持株会」といいます。）に対し第三者割当による自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年5月15日
(2) 処分する株式の種類 及 び 総 数	当社普通株式 46,960 株
(3) 処 分 価 額	1株につき 768 円
(4) 処 分 総 額	36,065,280 円
(5) 処 分 方 法	第三者割当の方法による
(6) 処 分 予 定 先	日東精工従業員持株会
(7) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

(注) 本持株会は、本日開催予定の本持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて対象従業員に対する入会の募集を実施し、本持株会への入会希望者を募ります。このため、処分する株式数及び処分総額は、最大値であり、実際に処分する株式数及び処分総額につきましては、対象従業員の数に応じて入会の募集の終了後に確定する予定です。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、本スキームの導入により対象従業員に対し一定数の当社株式を付与することで、対象従業

員の財産形成の一助とともに、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的としております。また、本スキームの導入を契機として、本持株会未加入の従業員に加入を促すことにより、より多くの従業員が株主の皆さまと中長期的な価値共有を進めることができると考えております。

本スキームは、本持株会の会員（以下、「会員」といいます。）に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分するもので、第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、1. 処分の概要の（注）に記載のとおり、後日確定いたしますが、最大 46,960 株を本持株会へ処分する予定です。

なお、希薄化の規模は、2025 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 39,985,017 株に対する割合は 0.12%、2025 年 12 月 31 日現在の総議決権個数 367,791 個に対する割合は 0.13%（いずれも、小数点以下第 3 位を四捨五入）となります。

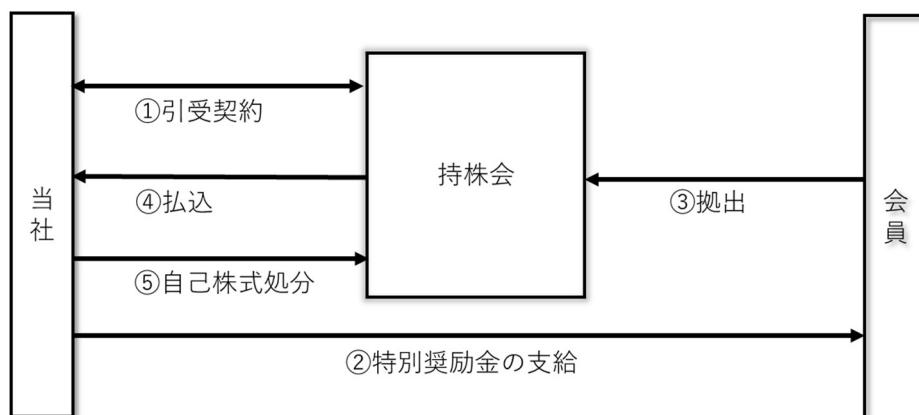
当社としましては、より多くの従業員が株主の皆さまとの中長期的な価値共有を深めることにつながると考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

また、本自己株式処分と並行してなされる本日付開示書類「役員向け株式報酬制度の継続に伴う自己株式の処分に関するお知らせ」記載の、取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする信託を用いた株式報酬制度を継続することを目的とした自己株式処分 78,100 株を合計した場合でも、その希薄化の規模は、2025 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 39,985,017 株に対し、0.31%（2025 年 12 月 31 日現在の総議決権個数 367,791 個に対する割合 0.34%。いずれも、小数点以下第 3 位を四捨五入）となります。当社としましては、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は、同日になされる他の自己株式処分の影響を併せて考慮しても合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

割当先となる本持株会の概要は次のとおりです。

- (1) 名称： 日東精工従業員持株会
- (2) 所在地： 京都府綾部市井倉町梅ヶ畠 20 番地
- (3) 理事長： 山崎 浩司
- (4) 保有株式数： 850,324 株（2025 年 12 月 31 日現在）
- (5) 保有比率： 2.13%（発行済株式数に対する比率）

#### 本スキームの概要



- ① 当社と本持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する当社株式の引受契約を締結します。
- ② 当社は会員に特別奨励金を支給します。
- ③ 会員は特別奨励金を本持株会に拠出します。
- ④ 本持株会は会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当の払込みを行います。
- ⑤ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分は、本スキームの導入を目的として、会員に付与した特別奨励金の本持株会への拠出をもって行われるものであります。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議日の直前取引日である 2026 年 2 月 18 日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値である 768 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、この価額の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第 3 位を四捨五入しております。）は次のとおりとなります。

期間	終値平均 (円未満切り捨て)	乖離率
1か月（2026年1月19日～2026年2月18日）	744 円	3.23%
3か月（2025年11月19日～2026年2月18日）	719 円	6.82%
6か月（2025年8月19日～2026年2月18日）	684 円	12.28%

本日開催の取締役会に出席した監査役 3 名全員（うち社外監査役 2 名）は、上記処分価額について、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること、及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な処分価額に該当せず適法性がある旨の意見を表明しています。

### 4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25% 未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上